

令和6年2月15日開会

令和6年2月徳島県議会定例会議案（その3）

目 次

第 63 号	令和5年度徳島県一般会計補正予算（第9号）	1頁
第 64 号	令和5年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）	21
第 65 号	令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第2号）	23
第 66 号	令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	25
第 67 号	令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	27
第 68 号	令和5年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	29
第 69 号	令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第3号）	31
第 70 号	令和5年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	33
第 71 号	令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）	35
第 72 号	令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	37
第 73 号	令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	39
第 74 号	令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	41
第 75 号	令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	43
第 76 号	令和5年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	45
第 77 号	令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第2号）	47
第 78 号	令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	51
第 79 号	令和5年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	53
第 80 号	令和5年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）	55
第 81 号	令和5年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	57
第 82 号	令和5年度徳島県病院事業会計補正予算（第3号）	59
第 83 号	令和5年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	63

第 84 号	令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	65頁
第 85 号	令和 5 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）	67
第 86 号	令和 5 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）	69
第 87 号	令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	71

第 63 号

令和 5 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度徳島県一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,815,627千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ536,799,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方消費税清算金		千円 36,349,000	千円 △2,741,000	千円 33,608,000
	1 地方消費税清算金	36,349,000	△2,741,000	33,608,000
3 地方譲与税		14,642,000	327,445	14,969,445
	1 特別法人事業譲与税	12,846,000	718,945	13,564,945
	2 地方揮発油譲与税	1,538,000	△360,000	1,178,000
	3 石油ガス譲与税	60,000	△13,000	47,000
	4 自動車重量譲与税	79,000	7,000	86,000
	5 森林環境譲与税	118,000	△25,000	93,000
	6 航空機燃料譲与税	1,000	△500	500
4 地方特例交付金		330,000	△6,129	323,871
	1 地方特例交付金	330,000	△6,129	323,871
5 地方交付税		149,510,326	10,241,098	159,751,424
	1 地方交付税	149,510,326	10,241,098	159,751,424
7 分担金及び負担金		1,189,940	△89,676	1,100,264

	1 分 担 金	323,280	△38,249	285,031
	2 負 担 金	866,660	△51,427	815,233
8 使用料及び手数料		5,759,745	△404,415	5,355,330
	1 使 用 料	4,183,208	△81,120	4,102,088
	2 手 数 料	1,576,537	△323,295	1,253,242
9 国 庫 支 出 金		98,471,211	△17,282,802	81,188,409
	1 国 庫 負 担 金	31,993,058	△8,401,575	23,591,483
	2 国 庫 補 助 金	65,124,037	△8,692,073	56,431,964
	3 委 託 金	1,354,116	△189,154	1,164,962
10 財 産 収 入		758,778	37,253	796,031
	1 財 産 運 用 収 入	472,372	△6,822	465,550
	2 財 産 売 払 収 入	286,406	44,075	330,481
11 寄 附 金		18,307	92,074	110,381
	1 寄 附 金	18,307	92,074	110,381
12 繰 入 金		90,332,662	△9,073,919	81,258,743
	1 特 別 会 計 繰 入 金	63,603,059	482,692	64,085,751
	2 基 金 繰 入 金	26,729,603	△9,556,611	17,172,992

14 諸 収 入		16,530,950	△308,556	16,222,394
1 延滞金、加算金及び過料等		82,510	△8,000	74,510
4 貸付金元利収入		3,719,122	△115,268	3,603,854
5 受託事業収入		961,127	△766,808	194,319
6 収益事業収入		2,765,499	△593,082	2,172,417
7 雑 入		4,962,042	1,174,602	6,136,644
15 県 債		56,953,000	△10,607,000	46,346,000
1 県 債		56,953,000	△10,607,000	46,346,000
歳 入 合 計		566,615,458	△29,815,627	536,799,831

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 993,959	千円 △6,218	千円 987,741
1 議 会 費		993,959	△6,218	987,741
2 総 務 費		33,691,923	5,511,617	39,203,540
1 総 務 管 理 費		18,672,249	6,514,988	25,187,237
2 企 画 費		6,228,843	△478,915	5,749,928

		3 徴 税 費	2,545,019	△45,450	2,499,569
		4 市 町 村 振 興 費	1,011,265	△182,490	828,775
		5 選 挙 費	1,087,816	△282,610	805,206
		6 防 災 費	3,532,460	△21,341	3,511,119
		7 統 計 調 査 費	289,716	3,723	293,439
		8 人 事 委 員 会 費	143,330	△887	142,443
		9 監 査 委 員 費	181,225	4,599	185,824
	3 民 生 費		72,651,691	△1,687,794	70,963,897
		1 社 会 福 祉 費	52,750,189	△1,783,529	50,966,660
		2 児 童 福 祉 費	15,192,244	△24,534	15,167,710
		3 生 活 保 護 費	4,709,258	120,269	4,829,527
	4 衛 生 費		41,703,041	△6,072,069	35,630,972
		1 公 衆 衛 生 費	9,911,379	△344,109	9,567,270
		2 環 境 衛 生 費	4,279,978	△134,073	4,145,905
		3 保 健 所 費	1,627,272	15,176	1,642,448
		4 医 薬 費	17,169,730	△5,661,175	11,508,555
		5 病 院 事 業 費	8,714,682	52,112	8,766,794

5 労働費		4,431,820	△133,243	4,298,577
	1 労政費	3,281,885	6,415	3,288,300
	2 職業訓練費	1,038,718	△135,170	903,548
	3 労働委員会費	111,217	△4,488	106,729
6 農林水産業費		37,835,950	△4,181,314	33,654,636
	1 農業費	4,926,011	△628,942	4,297,069
	2 園芸費	1,151,294	△140,433	1,010,861
	3 畜産業費	2,458,744	△43,061	2,415,683
	4 農地費	12,113,548	△1,924,240	10,189,308
	5 林業費	13,885,193	△1,350,573	12,534,620
	6 水産業費	3,301,160	△94,065	3,207,095
7 商工費		71,851,127	△246,729	71,604,398
	1 商業費	63,776,910	△72,898	63,704,012
	2 工鉦業費	5,165,295	△103,006	5,062,289
	3 観光費	2,908,922	△70,825	2,838,097
8 土木費		77,749,057	△5,726,304	72,022,753
	1 土木管理費	3,771,412	△1,231,336	2,540,076

		2 道路橋りょう費	33,390,759	△1,321,014	32,069,745
		3 河川海岸費	24,981,967	△2,847,712	22,134,255
		4 港湾費	6,659,985	△152,003	6,507,982
		5 都市計画費	7,537,965	△154,449	7,383,516
		6 住宅費	1,406,969	△19,790	1,387,179
	9 警察費		21,797,798	416,864	22,214,662
		1 警察管理費	19,445,108	479,416	19,924,524
		2 警察活動費	2,352,690	△62,552	2,290,138
	10 教育費		86,639,058	△4,218,019	82,421,039
		1 教育総務費	12,774,173	472,560	13,246,733
		2 小学校費	24,096,405	△1,641,697	22,454,708
		3 中学校費	14,316,113	△660,092	13,656,021
		4 高等学校費	20,010,677	△497,806	19,512,871
		5 特別支援学校費	9,961,106	△290,101	9,671,005
		6 社会教育費	4,251,119	△1,538,115	2,713,004
		7 保健体育費	1,229,465	△62,768	1,166,697
	11 災害復旧費		10,651,135	△9,482,827	1,168,308

	1 農林水産施設災害復旧費	1,504,135	△1,045,066	459,069
	2 土木施設災害復旧費	8,997,000	△8,342,544	654,456
	3 公用公共用施設災害復旧費	150,000	△95,217	54,783
12 公債費		68,215,386	△1,855,631	66,359,755
	1 公債費	68,215,386	△1,855,631	66,359,755
13 諸支出金		38,253,513	△2,133,960	36,119,553
	1 地方消費税清算金	16,151,371	△1,338,371	14,813,000
	2 利子割交付金	52,990	△1,300	51,690
	3 配当割交付金	1,130,707	△166,288	964,419
	4 株式等譲渡所得割交付金	672,982	352,711	1,025,693
	5 法人事業税交付金	1,592,730	309,797	1,902,527
	6 地方消費税交付金	18,218,597	△1,373,597	16,845,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	182,126	△13,725	168,401
	8 自動車取得税交付金	10,000	17,563	27,563
	9 環境性能割交付金	242,000	79,250	321,250
歳出合計		566,615,458	△29,815,627	536,799,831

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
6 農林水産業費	6 水産業費	椿泊荷さばき所業 整備事業	千円 3,000,000	5	千円 200,000	千円 3,000,000	5	千円 600,000	
				6	800,000		6	400,000	
				7	1,700,000		7	1,700,000	
				8	300,000		8	300,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	色面トンネル新設事業	1,200,000	3	300,000	1,182,154	3	300,000	
				4	700,000		4	700,000	
				5	200,000		5	182,154	
	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工 架設事業	1,500,000	3	500,000	1,402,830	3	500,000	
				4	850,000		4	850,000	
				5	150,000		5	52,830	
		蔵本公園プール スタンド整備事業	1,922,000	3	1,096,000	1,900,204	3	1,096,000	
				4	656,000		4	656,000	
				5	170,000		5	148,204	
			鳴門総合運動公園 野球場改築事業	6,960,000	5	1,810,000	9,890,000	5	1,810,000

				6	2,340,000		6	2,340,000
				7	1,838,000		7	3,720,000
				8	972,000		8	2,020,000
10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	新ホール整備事業	19,793,000	5	1,258,000	19,793,000	5	0
				6	4,584,000		6	0
				7	10,596,000		7	5,842,000
				8	3,355,000		8	10,596,000
							9	3,355,000

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	合同庁舎等維持管理費	千円 180,958
	2 企 画 費	地方創生の深化のための支援費	3,000
		航空対策費	70,000
	6 防 災 費	消防学校運営費	132,659
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障がい者交流プラザ管理運営費	38,800

			社会福祉施設整備事業費	340,848	
			老人福祉運営対策費	100,000	
	2	児童福祉費	児童虐待防止等対策費	22,563	
			児童健全育成対策費	5,609	
4	衛生費	1	公衆衛生費	感染症予防費	350,000
				動物愛護管理費	39,684
	2	環境衛生費	自然公園等施設整備事業費	35,534	
			廃棄物処理施設管理指導費	248	
			生活環境整備指導費	7,260	
			上水道施設整備管理指導費	81,020	
	4	医薬費	県立診療所運営費	7,000	
	6	農林水産業費	1	農業費	農林水産業未来創造事業費
				就業機会創出支援費	3,750
3		畜産業費	家畜保健衛生所運営費	185,000	
			家畜防疫対策費	45,000	
4		農地費	土地改良計画調査事業費	4,700	
			県営農道整備事業費	5,300	

	5 林業費	神山森林公園管理運営費	25,545
7 商工費	1 商業費	金融あつ旋指導費	130,000
		徳島とくとくターミナル運営費	6,300
8 土木費	1 土木管理費	土木調査事業費	8,250
		建築基準法等施行費	5,000
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	900
		高速自動車道対策事業費	225,000
		高速道路整備支援事業費	5,000
	3 河川海岸費	河川管理費	50,000
	4 港湾費	港湾環境整備費	4,000
	5 都市計画費	公共下水道整備促進事業費	19,000
	6 住宅費	県営住宅管理費	2,600
		住宅対策推進費	900
建築物耐震化推進費		169,503	
9 警察費	1 警察管理費	交番、駐在所等整備事業費	29,946
		警察署整備事業費	39,333
	2 警察活動費	交通安全施設整備事業費	195,900

10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教育財産取得及び管理費	19,000
		私立学校振興費	400
	6 社 会 教 育 費	文化財保護費	3,766
		埋蔵文化財総合センター管理運営費	8,500
		21世紀館運営費	20,744
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	市町村災害復旧事業監督事務費	1,600

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総 務 費	6 防 災 費	防災対策指導費	105,000 ^{千円}	183,372 ^{千円}
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	社会福祉振興対策費	21,000	51,000
		障がい者地域生活支援費	234,444	249,444
		介護保険対策費	411,662	561,662
		老人福祉施設整備事業費	31,500	155,876
	2 児 童 福 祉 費	児童福祉施設整備事業費	78,750	85,782
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	一般環境対策費	384,800	477,655
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	31,644	40,800

		団体営土地改良事業費	38,350	63,300
		県単独土地改良事業費	28,000	97,000
		基幹農道整備事業費	50,000	86,000
		広域営農団地農道整備事業費	184,000	323,700
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	175,500	209,900
		農業集落排水整備事業費	83,500	131,000
		経営体育成基盤整備事業費	933,215	1,039,000
		農業水利施設保全対策事業費	818,618	1,112,400
		耕地地すべり防止事業費	242,500	267,700
		老朽ため池等整備事業費	496,190	638,500
		地盤沈下対策事業費	137,880	171,000
		国営付帯県営農地防災事業費	109,200	182,500
		農地海岸保全施設整備事業費	62,000	67,400
		地籍調査費	105,000	400,000
	5 林 業 費	林業力倍増基盤整備促進事業費	60,108	368,543
		森林環境保全整備事業費	314,000	674,000
		森林基盤整備事業費	1,428,350	1,583,000

			県単独林道事業費	17,000	19,000	
			治山事業費	1,760,000	1,799,000	
			災害関連緊急治山事業費	80,000	0	
			県単独治山事業費	25,000	30,000	
			治山維持補修費	20,000	36,000	
	6	水産業費	農林水産総合技術支援センター運営費	30,000	50,000	
			広域漁港整備事業費	633,000	800,000	
			漁港海岸保全施設整備事業費	163,000	175,000	
			県単独漁港漁場整備事業費	5,000	10,000	
7	商工費	3	観光費	観光施設管理運営費	124,200	188,867
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路維持修繕費	2,091,000	3,772,000
				道路局部改良事業費	201,000	346,000
				路側整備事業費	107,000	177,000
				緊急地方道路整備事業費	10,442,001	11,014,001
				橋りょう修繕費	60,000	103,000
		3	河川海岸費	河川海岸維持修繕費	257,000	1,520,000
				河川特殊改良事業費	74,000	145,000

		広域河川改修事業費	1,512,000	1,572,000
		総合流域防災事業費	4,911,500	4,963,000
		地震・高潮対策河川事業費	793,000	945,000
		堰堤改良事業費	612,720	647,720
		通常砂防事業費	278,000	477,000
		地すべり対策事業費	1,636,500	2,193,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	181,800	271,000
		県単独砂防事業費	25,000	69,600
		砂防維持修繕費	24,000	210,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	20,000	61,700
		災害防止対策緊急事業費	30,000	88,760
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	84,000	591,851
		県単独港湾整備事業費	156,000	347,838
		港湾海岸保全施設整備事業費	635,000	1,030,565
		港湾環境整備事業費	75,000	111,817
		港湾補修事業費	1,521,000	2,503,235
	5 都 市 計 画 費	都市計画調査事業費	33,000	79,395

		緊急地方道路整備事業費	288,700	314,400
		公園維持修繕費	46,000	67,050
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	学校教育振興費	104,000	106,000
	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	1,774,453	2,321,444
	5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校施設整備事業費	33,401	16,387
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	84,935	55,935
		過年発生災害林道復旧事業費	20,000	23,000
		現年発生災害林道復旧事業費	70,000	190,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	0
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	0
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	219,000	0
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	139,138
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000	0
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000	0
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	県立学校施設災害復旧事業費	50,000	33,308

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
総務管理事業	千円 312,000	千円 212,000
防災事業	346,000	249,000
社会福祉事業	337,000	225,000
児童福祉事業	11,000	9,000
公衆衛生事業	93,000	63,000
職業訓練事業	16,000	12,000
農業事業	109,000	55,000
畜産事業	218,000	210,000
農地事業	3,397,000	2,537,000
林業治山事業	3,291,000	2,846,000
水産事業	779,000	754,000
商業事業	4,000	0
道路橋りょう事業	15,724,000	14,159,000
河川海岸事業	13,750,000	12,539,000

港湾事業	3,038,000	2,958,000
都市計画事業	3,284,000	3,192,000
住宅事業	212,000	0
警察関係事業	713,000	325,000
教育総務事業	160,000	145,000
高等学校整備事業	2,347,000	1,845,000
特別支援学校整備事業	1,948,000	1,792,000
社会教育事業	1,187,000	186,000
土木施設災害復旧事業	3,281,000	364,000
公用公共用施設災害復旧事業	110,000	14,000
臨時財政対策債	2,036,000	1,405,000
計	56,953,000	46,346,000

第 64 号

令和 5 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709,359千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,003,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,712,784	千円 △709,359	千円 1,003,425
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	196,544	△48,549	147,995
	3 諸収入	1,516,040	△660,610	855,430
歳入	合計	1,712,784	△709,359	1,003,425

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,712,784	千円 △709,359	千円 1,003,425
	1 用 度 事 業 費	1,712,784	△709,359	1,003,425
歳 出	合 計	1,712,784	△709,359	1,003,425

第 65 号

令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 319,267	千円 88,790	千円 408,057
	1 繰 入 金	278,568	88,392	366,960
	2 諸 収 入	40,699	398	41,097
歳 入	合 計	319,267	88,790	408,057

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 319,267	千円 88,790	千円 408,057
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	77,676	1,353	79,029
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	52,412	87,026	139,438
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	189,179	411	189,590
歳 出	合 計	319,267	88,790	408,057

第 66 号 令和 5 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 223,446	千円 △60,000	千円 163,446
	1 繰 越 金	116,548	△60,000	56,548
歳 入	合 計	223,446	△60,000	163,446

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 223,446	千円 △60,000	千円 163,446
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	223,446	△60,000	163,446
歳 出	合 計	223,446	△60,000	163,446

第 67 号

令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,387,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,610,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 73,222,636	千円 2,387,507	千円 75,610,143
	1 分担金及び負担金	19,462,871	730	19,463,601
	2 国庫支出金	21,677,642	530,216	22,207,858
	3 前期高齢者交付金	26,005,636	32,248	26,037,884
	4 共同事業交付金	133,172	5,828	139,000
	5 財産収入	277	△180	97
	6 繰入金	4,943,038	13,712	4,956,750

	7 繰越金	1,000,000	1,734,449	2,734,449
	8 諸収入		70,504	70,504
歳入合計		73,222,636	2,387,507	75,610,143

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 73,222,636	千円 2,387,507	千円 75,610,143
	1 国民健康保険事業費	73,222,359	1,387,687	74,610,046
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	277	999,820	1,000,097
歳出合計		73,222,636	2,387,507	75,610,143

第 68 号 令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206,840千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,944,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 2,151,169	千円 △206,840	千円 1,944,329
	2 諸 収 入	470,141	4,160	474,301
	3 県 債	1,680,000	△211,000	1,469,000
歳 入	合 計	2,151,169	△206,840	1,944,329

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 2,151,169	千円 △206,840	千円 1,944,329
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	2,151,169	△206,840	1,944,329
歳 出	合 計	2,151,169	△206,840	1,944,329

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 1,680,000	千円 1,469,000

第 69 号

令和 5 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,854,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,552,744	千円 302,124	千円 126,854,868
	2 繰 越 金	64,454	306,423	370,877
	3 諸 収 入	62,743,690	△4,299	62,739,391
歳 入	合 計	126,552,744	302,124	126,854,868

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126,552,744	千円 302,124	千円 126,854,868
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,552,744	302,124	126,854,868
歳 出	合 計	126,552,744	302,124	126,854,868

第 70 号 令和 5 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 36,408	千円 2,253	千円 38,661
	2 諸 収 入	7,047	2,253	9,300
歳 入	合 計	36,408	2,253	38,661

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 36,408	千円 2,253	千円 38,661
	1 中小企業近代化資金貸付金	36,408	2,253	38,661
歳 出	合 計	36,408	2,253	38,661

第 71 号

令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,689千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 67,246	千円 △26,689	千円 40,557
	1 財産収入	63,634	△23,087	40,547
	2 繰越金	3,602	△3,602	0
歳入合計		67,246	△26,689	40,557

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 67,246	千円 △26,689	千円 40,557
	1 徳島ビル管理事業費	67,246	△26,689	40,557
歳 出	合 計	67,246	△26,689	40,557

第 72 号

令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 1,799	千円 △1,487	千円 312
	1 繰入金	299	△213	86
	2 繰越金	1,000	△850	150
	3 諸収入	500	△424	76
歳入	合計	1,799	△1,487	312

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 1,799	千円 △1,487	千円 312
	1 農業改良資金貸付金	1,799	△1,487	312
歳 出	合 計	1,799	△1,487	312

第 73 号

令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83,380千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 251,978	千円 △83,380	千円 168,598
	1 繰入金	1,975	△1,378	597
	2 繰越金	245,001	△77,001	168,000
	3 諸収入	5,002	△5,001	1
歳入	合計	251,978	△83,380	168,598

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 251,978	千円 △83,380	千円 168,598
	1 林業改善資金貸付金	251,978	△83,380	168,598
歳 出	合 計	251,978	△83,380	168,598

第 74 号

令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,637千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 220,975	千円 △40,637	千円 180,338
	1 財産収入	130,102	△33,061	97,041
	2 繰入金	82,753	△1,409	81,344
	3 繰越金	7,905	△7,607	298
	4 諸収入	215	1,440	1,655
歳入	合計	220,975	△40,637	180,338

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 220,975	千円 △40,637	千円 180,338
	1 県有林県行造林事業費	220,975	△40,637	180,338
歳 出	合 計	220,975	△40,637	180,338

第 75 号

令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,721千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,887	千円 △80,721	千円 166
	1 繰入金	885	△720	165
	2 繰越金	72,742	△72,742	0
	3 諸収入	7,260	△7,259	1
歳入	合計	80,887	△80,721	166

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,887	千円 △80,721	千円 166
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,887	△80,721	166
歳 出	合 計	80,887	△80,721	166

第 76 号

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,775,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,049,697	千円 △274,206	千円 1,775,491
	1 財 産 収 入	1,146,524	△134,206	1,012,318
	2 繰 入 金	400,000	△140,000	260,000
歳 入	合 計	2,049,697	△274,206	1,775,491

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,049,697	千円 △274,206	千円 1,775,491
	1 公用地公共用地取得事業費	2,048,846	△273,665	1,775,181
	2 土地開発基金積立金	851	△541	310
歳 出	合 計	2,049,697	△274,206	1,775,491

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 192,800

第 77 号

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,426,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 2,794,787	千円 632,100	千円 3,426,887
	1 使用料及び手数料	989,120	△31	989,089
	2 財産収入	54,385	631,857	686,242
	4 繰越金	50	△50	0
	5 諸収入	267,232	△77,676	189,556

	6 県 債	1,184,000	78,000	1,262,000
歳 入	合 計	2,794,787	632,100	3,426,887

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 2,794,787	千円 632,100	千円 3,426,887
	1 港湾等整備事業費	2,186,567	△28,937	2,157,630
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	510,000	448,005	958,005
	3 空港周辺整備事業費	98,220	213,032	311,252
歳 出	合 計	2,794,787	632,100	3,426,887

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 105,000
		徳島小松島港赤石地区整備事業費	30,000
		上屋管理費	35,000
		施設等運営費	3,000
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	380,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港津田地区整備事業	千円 263,000	千円 341,000
計	1,184,000	1,262,000

第 78 号

令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,006千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 235,500	千円 △102,006	千円 133,494
	1 財 産 収 入	1,203	△201	1,002
	3 諸 収 入	131,491	△101,805	29,686
歳 入	合 計	235,500	△102,006	133,494

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 235,500	千円 △102,006	千円 133,494
	1 奨学金貸付金	235,500	△102,006	133,494
歳 出	合 計	235,500	△102,006	133,494

第 79 号

令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,282,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,289,000	千円 △6,694	千円 3,282,306
	1 証 紙 収 入	2,429,600	△93,367	2,336,233
	2 繰 越 金	859,400	86,673	946,073
歳 入	合 計	3,289,000	△6,694	3,282,306

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,289,000	千円 △6,694	千円 3,282,306
	1 他 会 計 繰 出 金	3,289,000	△6,694	3,282,306
歳 出	合 計	3,289,000	△6,694	3,282,306

第 80 号

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,836,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,312,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 97,149,000	千円 △1,836,482	千円 95,312,518
	1 繰 入 金	68,211,000	△1,836,482	66,374,518
歳 入	合 計	97,149,000	△1,836,482	95,312,518

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 97,149,000	千円 △1,836,482	千円 95,312,518
	1 公 債 費	97,149,000	△1,836,482	95,312,518
歳 出	合 計	97,149,000	△1,836,482	95,312,518

第 81 号

令和 5 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,374,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,048,157	千円 1,326,232	千円 31,374,389
	1 給 与 振 替 収 入	30,048,157	1,326,232	31,374,389
歳 入	合 計	30,048,157	1,326,232	31,374,389

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,048,157	千円 1,326,232	千円 31,374,389
	1 給 与 費	30,048,157	1,326,232	31,374,389
歳 出	合 計	30,048,157	1,326,232	31,374,389

第 82 号

令和 5 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	203,496人	191,062人
外 来	245,187人	226,197人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	556人	522人
外 来	1,009人	931人

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	26,927,141千円	176,608千円	27,103,749千円
第 1 項 医 業 収 益	23,069,790千円	△253,915千円	22,815,875千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,857,351千円	140,523千円	3,997,874千円
第 3 項 特 別 利 益		290,000千円	290,000千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	28,272,097千円	1,229,686千円	29,501,783千円
第 1 項 医 業 費 用	26,927,801千円	983,736千円	27,911,537千円
第 2 項 医 業 外 費 用	1,344,296千円	245,950千円	1,590,246千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,230,624千円」を「不足する額1,230,171千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,062千円及び過年度分損益勘定留保資金1,228,562千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39千円及び過年度分損益勘定留保資金1,230,132千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,050,432千円	453千円	6,050,885千円
第1項 企業債	999,000千円	△7,000千円	992,000千円
第2項 負担金	1,049,280千円	349千円	1,049,629千円
第4項 補助金	2,152千円	7,104千円	9,256千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 999,000	千円 992,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	13,354,972千円	618,002千円	13,972,974千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「6,370,000千円」を「7,200,000千円」に改める。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 83 号

令和 5 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h	333,232,789 k W h
	太陽光発電所	4,641,000 k W h	5,354,257 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	811,599千円	838,470千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	3,812,102千円	87,180千円	3,899,282千円
第 1 項 営 業 収 益	3,804,574千円	84,236千円	3,888,810千円
第 2 項 財 務 収 益	1,588千円	1,657千円	3,245千円
第 3 項 事 業 外 収 益	5,940千円	1,287千円	7,227千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	3,529,213千円	△40,153千円	3,489,060千円
第 1 項 営 業 費 用	3,389,397千円	△106,968千円	3,282,429千円
第 3 項 事 業 外 費 用	134,815千円	66,815千円	201,630千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額503,808千円」を「不足する額3,530,238千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,678千円及び建設改良積立金430,130千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,385千円、建設改良積立金549,374千円及び過年度分損益勘定

留保資金2,879,479千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	313,519千円	10,310千円	323,829千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	300千円	△58千円	242千円
第3項 そ の 他 収 入	833千円	10,368千円	11,201千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	817,327千円	3,036,740千円	3,854,067千円
第1項 建 設 改 良 費	811,599千円	26,871千円	838,470千円
第2項 投 資	5,728千円	3,009,869千円	3,015,597千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	977,163千円	△16,347千円	960,816千円

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 84 号

令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(2) 年間総給水量	67,391,580m ³	67,127,775m ³	吉野川北岸工業用水道	38,660,580m ³	38,687,880m ³
			阿南工業用水道	28,731,000m ³	28,439,895m ³
(3) 1日平均給水量	184,130m ³	183,410m ³	吉野川北岸工業用水道	105,630m ³	105,705m ³
			阿南工業用水道	78,500m ³	77,705m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	381,383千円	404,637千円
			阿南工業用水道改良工事	109,189千円	126,360千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,283,982千円	81,516千円	1,365,498千円
第 1 項 営 業 収 益	1,221,910千円	83,787千円	1,305,697千円
第 2 項 営 業 外 収 益	62,072千円	△2,271千円	59,801千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,237,069千円	8,244千円	1,245,313千円
第 1 項 営 業 費 用	1,212,727千円	△14,275千円	1,198,452千円
第 2 項 営 業 外 費 用	24,342千円	22,519千円	46,861千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額566,336千円」を「不足する額583,645千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,352千円及び過年度分損益勘定留保資金526,984千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,456千円、減債積立金35,000千円及び過年度分損益勘定留保資金506,189千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	57,691千円	23,116千円	80,807千円
第1項 固定資産売却代	1,151千円	1,076千円	2,227千円
第3項 補助金		16,820千円	16,820千円
第4項 その他収入		5,220千円	5,220千円
支 出			
第1款 資本的支出	624,027千円	40,425千円	664,452千円
第1項 建設改良費	490,572千円	40,425千円	530,997千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	228,980千円	△30,290千円	198,690千円

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 85 号

令和 5 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度徳島県土地造成事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第 1 款 事 業 収 益		7,785千円	110千円	7,895千円
第 2 項 営 業 外 収 益		45千円	110千円	155千円
支 出				
第 1 款 事 業 費 用		1,827千円	50千円	1,877千円
第 1 項 営 業 費 用		1,826千円	50千円	1,876千円

令和 6 年 2 月 21 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 86 号

令和5年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	11,170千円	9,072千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	65,755千円	71千円	65,826千円
第2項 営業外収益	695千円	71千円	766千円
支 出			
第1款 事業費用	63,461千円	△1,831千円	61,630千円
第1項 営業費用	63,460千円	△2,636千円	60,824千円
第2項 営業外費用	1千円	805千円	806千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額11,170千円」を「不足する額9,072千円」に、「過年度分損益勘定留保資金11,170千円」を「過年度分損益勘定留保資金9,072千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	11,170千円	△2,098千円	9,072千円
第1項 建設改良費	11,170千円	△2,098千円	9,072千円

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 87 号

令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年間総処理水量	2,730,000m ³	2,310,000m ³
(3) 1日平均処理水量	7,459m ³	6,311m ³
(4) 主要な建設改良事業		
流域下水道整備事業	13,000千円	32,000千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,004,001千円	△27,895千円	976,106千円
第 1 項 営 業 収 益	340,943千円	△29,252千円	311,691千円
第 2 項 営 業 外 収 益	663,058千円	1,357千円	664,415千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,004,001千円	△27,895千円	976,106千円
第 1 項 営 業 費 用	895,235千円	△28,487千円	866,748千円
第 2 項 営 業 外 費 用	108,766千円	592千円	109,358千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

収 入				
第1款 資 本 的 収 入		602,251千円	19,200千円	621,451千円
第1項 企 業 債		327,000千円	5,000千円	332,000千円
第2項 補 助 金		244,655千円	9,450千円	254,105千円
第3項 負 担 金		30,596千円	4,750千円	35,346千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出		602,251千円	19,200千円	621,451千円
第1項 建 設 改 良 費		13,000千円	19,000千円	32,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金		562,051千円	200千円	562,251千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
流域下水道整備事業	千円 327,000	千円 332,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	17,413千円	590千円	18,003千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第8条中「364,045千円」を「365,178千円」に改める。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

